適切な施設の維持管理について【共通】

施設設備の適正な維持管理を行うための業務の内容（保守点検を含む）及び実施時期、管理水準等について

【共通】

施設設備の適切な維持管理は、当協会が子どもの国とネイパル砂川の設置以来、管理運営に当たって蓄積した経験とノウハウを存分に発揮し、子どもの国とネイパル砂川の設置目的と両施設一体管理による相乗効果をこれまで以上に高め、利用環境の更なる向上と施設設備の維持管理に万全を期しました。

施設設備の維持管理に当たっては、関係法令、条例等を遵守し、法定点検等を「施設・設備等保守点検計画表」(27 頁) により実施するとともに法令等の冊子を子どもの国管理事務所及びネイパル砂川に常備しました。また、子どもの国とネイパル砂川から排出される廃棄物で、廃棄物処理法により規制対象となる廃棄物については、北海道の許可業者と委託基準を守って委託契約を締結し、適正に処理しました。

【子どもの国】

1　施設・設備の保全

（1）利用者の安全保持及び施設設備の維持のため、定期点検・整備を専門業者に委託するとともに、子どもの国職員による点検については、「施設設備点検要領」により点検し、その結果を報告書並びに整備記録に管理保管しました。

（2）子どもの国管理棟の夜間警備等は、次のとおり機械警備としました。

項　　目	回数及び実施月
機械設備（管理事務所警備）	4月～3月常時

（3）遊具の管理

子どもの国に設置されている遊具（大型遊戯施設及びヤッホーの森）の管理については、常時職員が巡回し、遊具の安全利用と事故防止について指導するとともに「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（改訂第 2 版）（平成 26 年 6 月年国土交通省）及び「遊具の安全に関する基準」（JPFA-SP-S:2014）（平成 26 年 6 月一般社団法人日本公園施設業協会）を参考に日常点検、定期点検（精密点検）、緊急時点検を当協会「遊戯施設管理要領」により実施することとし、施設・遊具等に異常を発見した場合は直ちに使用を中止し、速やかに修理を行い必要に応じて専門業者に点検と修理を依頼しました。

①　大型遊戯施設の遊具点検（有料施設）

ア　日常点検～午前と午後にそれぞれ１回、職員が巡回し点検を実施しました。

イ　定期点検（精密点検）～専門業者が定期的にピラミッド及びピラミッドファミリーゾ年４回（４月、５月、７月の各月１回及び８月～９月に１回)、その他の遊具については、年２回（４月、７月）に点検を実施しました。

ウ　緊急時点検～事故等が発生した場合は、遊具の使用を中止し点検を実施しました。

エ　ピラミッド内では、新型コロナウイルス感染症防止の基本的な感染防止行動（三密回避、ました。ク着用、手指消毒）の実践について、利用者への協力をホームページ、園内掲示、園内放送で周知しました。

②　ヤッホーの森の遊具点検（無料施設）

ア　日常点検～午前と午後にそれぞれ１回、職員が巡回し点検を実施しました。

イ　定期点検（精密点検）～専門業者が定期的に年２回（４月、７月）に点検を実施しました。

ウ　緊急点検～事故等が発生した場合は、遊具の使用を中止し点検を実施しました。

（4）キャンプ場の管理

①　キャンプ場の開設期間を次のとおりとしました。

宿　泊　　6月下旬～9月上旬　、日帰り炊事等　6月下旬～9月下旬

② 新型コロナウイルス感染症防止のため、テントサイト57ヶ所（現有）の間隔を取り33ヶ所に削減しました。また、感染拡大防止に向け、利用者への協力をホームページ、園内掲示、園内放送で周知しました。

③ キャンプ用品（テント、毛布）を有料で貸し出しました。

④ 開設期間中は、午前9時から午後5時までは職員を常駐させ、その他の時間はネイパル砂川常駐の警備員が巡回し、利用者の安全、火災の防止及び清潔な環境の保持に努めました。

（5）展望台と石山遊歩道（登山歩道）の管理

① 展望台、トイレ等は適時職員を巡回させ、火災の防止及び清潔な環境の保持に努めました。

② 石山遊歩道（登山歩道）の枯損・風倒木等の除去と草刈を実施し、利用者の安全通行の確保に努めました。

（6）水遊び施設等の管理

① 水遊び施設及び観賞池等用水の清潔性の保持を図りました。特に、水遊び施設については、清掃の励行及びガラス・クギ・金属片等危険物の除去に努めました。

② 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて、利用者への協力をホームページ、園内掲示、園内放送で周知しました。

（7）冬期間の屋外施設・設備の管理

子どもの国冬期間の樹木冬囲い、建築物・遊具等の雪下ろし、給水施設の凍結防止措置を行なうなど、定期的に巡回を行いました。

【支援施設】

1　施設環境整備

（1）施設に備え付けることが必要とされた教育用物品は社会教育主事と相談の上、可能な限り早急に整備するとともに、利用者が使用する施設、設備及び物品等は、良好な状態を維持して常に利活用できるよう、施設の区分や設備、物品等に応じて担当責任者を定め、巡回、安全確認と点検、整理等を随時行うとともに、屋外の活動エリア・コースは、子どもの国と一体で取り組み、危険箇所や不具合箇所の発見、除去及び改善に努めました。また、備品等を購入、廃棄又は異動する必要が生じた場合は、必要に応じて速やかに所定の報告をしました。

（2）破損箇所等を発見した場合は、事故の防止に努め、利用者の活動に支障を来たさないよう、次のように対処し、経過を記録・保存しました。

① 軽微なものは速やかに修繕しました。

② 規模の大きいものは、利用者の安全確保を最優先の上、北海道教育委員会と連絡・協議して適切に応急措置あるいは修繕をしました。

（3）施設の清掃は、次の清掃作業計画により適切に実施しました。また、施設内外は随時巡回し汚損箇所を発見した場合は、清掃員及び職員が作業計画によらず直ちに清掃する等、全職員で清潔な環境の保持に取り組みました。また、一般的な事業所で働くことが困難な障がい者の職業訓練を支援するため、地域の就労継続支援施設と契約し、清掃員として活躍する場を提供しました。

清掃作業計画

箇　所	作　業　内　容	清掃区分	標準回数
ポーチ・玄関、二階テラス・	土間コンクリート掃き、靴拭きマット・泥ゴミ掃き、落ち葉除去、ルーフドレン清掃、電気器具清掃、自動ドア作動確認・清掃	日　常	1/日
管理諸室	床掃除、机上清掃、屑籠処理、電話機等・電気器具清掃、水道機器・排水口の点検清掃	日　常	1/日
食堂、廊下、階段、研修棟、各宿泊室、リネン室、談話室	床掃除、机上清掃、灰皿処理、屑籠処理、鏡拭き、電気器具清掃	日　常	1/日
Pタイル部分	ワックスがけ	定　期	2/年

浴室	更衣室清掃、床タイルブラシ洗浄、クレンザー磨き洗浄、桶、マット・竹マット清掃、鏡拭き、電気器具清掃、水道機器・排水口の点検清掃	日　常	1/日
便所	床掃除、便器、手洗器水洗い、汚物の処理、トイレットペーパー・石鹸水の補充、水量調整、床水洗い、鏡拭き、電気器具清掃、水道機器・排水口の点検清掃	日　常 定　期	1/日 1/2 月
洗面所	床清掃、流し清掃、用具の清掃・整頓 床水洗い、鏡拭き、電気器具清掃、水道機器・排水口の点検清掃	日　常 定　期	1/日 1/2 月
体育館	床・器具室の清掃、電気器具清掃	日　常	1/日
ガラス拭き、すす払い	全庁舎、体育館、廊下の窓ガラス拭き、すす払い、網戸清掃	定　期	1/6 月
庁舎内、周辺の清掃	庁舎周辺のゴミ、落ち葉処理、ハエ、蚊、蜂、蛇等の駆除	日　常	1/日
厨房	調理台、調理機器等の洗浄、床水洗い清掃 電気器具清掃、水道機器・排水口の点検清掃(食事提供業務委託業者)	日　常	1/日
空調設備	各吸排気口点検清掃	日　常 定　期	1/日 1/年

（4）冬期間においては、園路、利用者駐車場、施設入り口周辺及び非常口周辺とその通路等、必要な個所を利用者の安全に留意して除雪を行いました。また、積雪による落雪や崩壊による事故が起こらぬよう、状況に応じて雪下ろし等を行なうほか、凍結による事故や破損を未然に防止するため場所と状況に応じて加熱、滑り止め散布、注意喚起の掲示や立ち入り制限等必要な措置を講じました。

2　活動環境整備

（1）利用者に安全かつ安心して宿泊していただくため、旅館業法施行条例等に基づき常に施設内を清潔に保つよう努めました。

（2）浴槽の湯については、レジオネラ症発生予防のため定期的な水質検査等、常に衛生管理に気を配り、清潔な循環ろ過機器の維持、遊離残留塩素濃度の確保、湯の張替え等、必要な措置を講じました。なお、清掃、湯の張替え及びろ過機の逆洗は浴室の使用の都度行いました。

（3）　利用者が使用する寝具は次のとおりとしました。

ア　シーツ等を保管するリネン室は常に清掃し、清潔に保ちました。

イ　宿泊者が使用したシーツと枕カバーは、その都度洗濯しました。

ウ　寝具類については清潔に留意し、布団、枕、毛布、ベッドパッドは年１回洗濯をしました。また、特に汚れた場合にはその都度洗濯し、清潔を保ちました。

（4）水道設備の維持及び水質検査等は、子どもの国との一体管理により法令を遵守して行いました。

（5）ゴミの搬出や廃棄物処理は法令等に従い、適正に処理しました。

（6）各設備等の点検は法令を遵守して行いました。また、北海道教育委員会からの指示がある場合にも同様に行いました。※「施設・設備等保守点検計画表」～27 頁

施設・設備等保守点検計画表

【子どもの国】

項　　目	回数及び実施月
※　給水施設保守管理	年19回(4月～10月各2回、11月～3月各1回)
※　電気設備保守点検	月1回
ピラミッド遊具保守点検	年4回
カタコンベ遊具保守点検	年2回
森の迷宮遊具保守点検	年2回
※　専用水道水質検査	法令・規則の定めによる
遊水路(水遊び)施設保守点検	年2回
身障者用エレベーター保守点検	年4回
※　消防設備保守点検	年2回
地下タンク保守点検	年1回
ボイラー保守点検	年1回
噴水用配管及び機器取付・撤去作業	年2回（機器取付1回、撤去1回）
機械設備(管理棟警備用)	月1回
池ひし除去事業	年1回
※　特殊建築物等定期調査	3年に1回

【ネイパル砂川】

設備区分	項　　目
空調設備	空調設備、清掃等(定期点検、日常点検)
電気設備	※電気設備、電話設備、清掃等（法定点検、定期点検、日常点検）
衛生設備	※給排水設備(法定点検、日常点検)
環境設備	※空気環境測定、※飲料水水質測定、※簡易専用水道点検、※残留塩素測定等(法定点検、日常点検)
消防設備	※消防設備点検(法定点検、法定総合点検、定期点検、日常点検)
その他	自動ドア、※防火シャッター、※防火ドア等(法定点検、定期点検、日常点検)

※は法定点検によるもの

危機管理体制について(緊急時の対応) 【共通】
公立施設の指定管理者として、危機管理体制についての考え方と取組みについて (新型コロナウイルス感染防止対策を含む。)

【共通】

事故、災害、感染症や食中毒、熊目撃時等不測の事態による緊急時の利用者の安全確保と適切かつ万全な対応のため責任者を配置するほか、報道担当等の役割分担を定め、加えて緊急時の対応及び連絡体制を明確にするためマニュアル等を作成し、全職員が常に危機管理意識を持つことを基本に日常業務を遂行しました。また、両施設が一体となり実践的対応能力の向上を図る講習会や訓練を設定し、利用者が安全で安心して利用できる子どもの国とネイパル砂川の施設づくりを推進するほか、ネイパル砂川については、社会教育主事には適宜指導を求め、円滑かつ効果的な管理を行いました。

1　不測の事態や緊急時に備えて「危機対応マニュアル」及び「災害対策要綱」を定めるとともに、「学校における危機管理の手引（改訂３版)」（平成 31 年２月北海道教育委員会）を参考に、適正かつ万全な対応で利用者の安全確保を図りました。
　特に昨今の新型コロナウイルス感染拡大防止については、国の定める「業種別ガイドライン」により対応するほか、ネイパル砂川においては、「道立青少年体験活動支援施設ネイパルにおける新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」により対応するとともに、感染状況や国及び北海道の動向を見極め、北海道及び北海道教育委員会とも綿密に連絡調整し、施設利用者及び職員の安全なる環境確保に万全を期しました。また、「学校の衛生管理マニュアル（文部科学省)」や「業種別ガイドライン」等が改訂された場合は、適宜対応しました。(R7　改訂はありませんでした。)

2　利用団体に対しては、施設内外での利用時における安全指導を充分に行いました。
　火災や事故、災害等、不測の事態が発生した場合は「災害対策要綱」等に基づき速やかに救護及び避難の誘導にあたるとともに被害拡大防止策等の安全対策及び関係機関への緊急連絡を図りました。
　処理後の必要事項については、報告書により北海道または北海道教育委員会に速やかに報告しました。また、
その後の経過報告、けが人等に対するフォローアップも適正に行いました。

3　「消防法」等法令を遵守し、防火管理者を配置するほか、「消防計画」を作成し自衛消防訓練を実施する等して不測の事態に備えました。

4　当協会はＡＥＤ(自動対外式除細動器)を子どもの国とネイパル砂川に備え付けるとともに、ＡＥＤの使用方法も含めた救急救命講習を定期的に受講し、砂川地区広域消防組合から「応急手当優良事業所」に認定されておりました。今後も、職員の応急手当技能の維持と向上に努め、不測の事態備えました。

5　緊急・夜間時の連絡体制を 31 頁のとおりとし、適切かつ万全な対応を図りました。

6　不測事態に備え子どもの国とネイパル砂川両施設に対する「賠償責任保険」及びネイパル砂川に対する「第三者賠償責任保険」、北海道及び北海道教育委員会所有の車両に対する「自動車共済」に加入しました。

【子どもの国】

1　子どもの国利用者の心身の安全保持方策について
（1）子どもの国開園期間内は、職員及び巡回警備員により施設の保守と子どもの国の秩序の維持を図りました。また、巡視・警備等の状況を日誌等に記録し、適正に管理しました。
（2）火気の使用についてはバーベキューコーナー、野外ステージ及びキャンプ場のみとし、春の山火事危険期間中は山火事注意旗を掲揚し火災防止の徹底を図りました。また、バーベキューコーナーについては、新型コロナウイルス感染防止行動（三密回避、マスク着用、手指消毒）を実践するため、利用者への協力をホームページ、園内掲示、園内放送で周知しました。
（3）子どもの国への車の乗り入れは、キャンプ場、ネイパル砂川の利用者及び子どもの国施設保守管理等、特定の場合を除いて原則として制限しました。また、北口についてはゲートにより夜間の通行を規制し、子どもの国の秩序の維持と利用者の安全を確保しました。
（4）観賞池は、遊泳等危険な行為の制止及び注意看板等により利用者への注意を喚起しました。
（5）マムシを発見した場合は、補殺に努めるほか、利用者に注意を促すとともに、あらかじめ砂川市立病院に血清の常備を要請しました。